

予約受付は 12月2日から

むし歯予防にフッ化物塗布を行います！

問 保健センター ☎85-9095

むし歯予防のためにフッ化物塗布を行います。

定期的なフッ化物塗布をすることで、歯の表面を丈夫にし、むし歯になりにくい歯を作ります。生え始めの歯は特に効果が高いと言われています。

また、お子様の抵抗感を軽減するために、フッ化物塗布で使用するフッ化物は、青りんご味のジェル状のものを使用しています。

▽期日 12月20日(金)

▽受付 午後1時～1時20分

▽場所 基山町保健センター

▽対象 就学前までのお子様（※歯が生えている方が対象です）

▽料金 300円

▽定員 50名(先着)

▽受付期間 12月2日(月)～13日(金)

▽内容

▽持ってくるもの

①歯科診察

歯ブラシ・料金

②フッ化物塗布

歯の健康手帳（手帳をお持ちでない方は当日発行します）

③歯科保健ミニ講話

※当日は歯みがきを済ませてからお越しください。

令和元年度第5回

まちづくり推進審議会を開催します

問 まちづくり課 協働推進係 ☎92-7935

基山町まちづくり基本条例第27条により設置を規定されている、まちづくり推進審議会を開催します。審議会は公開いたします。傍聴を希望される方は、当日会場にお越しください。

▽開催日 12月18日(水) 午後2時～

▽場所 役場2階202会議室

▽内容 まちづくり基本条例の見直しの検討

平成31年(令和元年)中に家屋を新築・増築・解家された方へ

問 税務課 固定資産税係 ☎92-7918

毎年1月1日現在で家屋等を所有している方には、固定資産税が課税されます。

平成31年1月2日以降で年内(令和元年中)に家屋を新築や増築された方で、税務課からの家屋調査がまだ済んでいない方は至急ご連絡ください。故意に調査を拒まれた場合、家屋の評価額が正しく算出されないことがあります。また、家屋を取り壊された方は、必ず解家届を提出してください。提出されない場合、次年度以降も課税されることがあります。

そのほか、家屋の用途変更(住宅から店舗への変更等)をされた方は、住宅用地異動申告書を提出してください。

有料広告

司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記
成年後見・法律相談

基山町宮浦155(京町JAスタンド交差点南側)

TEL 0942-92-6722

【月～金】8:30～18:30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

☆相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください☆